

記入例（退職後、普通徴収にする場合）〈特別徴収義務者指定番号欄には、特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）を参照の上、指定番号を記入してください。〉

浜松□□が、令和6年9月30日付けにて退職して、10月分まで徴収した。
11月分以降は、普通徴収（市役所からの納付書により納付）扱いとなる。

[illegible]